

業務用の冷凍・冷蔵機器やエアコンをお持ちのみなさまへ

～フロン排出抑制法(改正フロン法)に関するお知らせ～

平成 27 年 4 月施行

冷媒としてフロン類が充填されている、業務用の冷凍・冷蔵機器やエアコンディショナー（「第一種特定製品」といいます）を整備・廃棄等するときには、オゾン層の保護や地球温暖化防止のため、フロン類の回収が義務づけられています。このたび、第一種特定製品に充填されている冷媒の漏えいを防止することなどを目的に、「定期点検」などを行うことが義務づけられます。

業務用の冷凍・冷蔵機器やエアコンの管理と定期点検

- ①機器の損傷を防止するため適切な場所への設置、設置する環境の維持保全
- ②機器の定期点検、点検の記録・記録の保存

	対象機器	規模	点検方法		点検頻度	記録の保存
簡易定期点検	全ての機器		目視検査等		四半期に 1 回	廃棄する まで保存
定期点検	エアコンディショナー	50kW 以上	目視検査	十分な知見 を有する者	年に 1 回以上	
		7.5～50kW	直接法		3年に 1 回以上	
	冷凍機器及び冷蔵機器	7.5kW 以上	間接法		年に 1 回以上	

対象機器の規模とは？

○対象機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力です。

- ①対象機器は、ひとつの冷凍サイクルを構成する機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力により判断します。例えば、ひとつの冷凍サイクルに 2 台の機器が使われている場合は、2 台の合計の定格出力で判断します。
- ②ガスヒートポンプを用いた第一種特定製品及びサブエンジン方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては、「動力源となるエンジンの定格出力」で判断します。

点検の内容は？

○簡易定期点検

異音、外観の損傷、腐食、さび、油にじみ、霜付きの有無などの目視検査です。
詳しくは、環境省・経済産業省でガイドラインを作成予定です。

○定期点検

十分な知見を有する者による目視検査を行い、フロン類の漏えい又は故障等を確認した場合は、専門点検（発泡液法、漏えい検知器、蛍光剤法、機器の運転値の計測のいずれか）を行うこととなります。

○十分な知見を有する者

冷媒フロン取扱技術者などが当たります。詳しくは、「運用の手引き」をご覧ください。

記録の内容は？

- ①管理者の氏名（法人の場合は名称）
- ②点検実施者の氏名（法人の場合は名称及び実施者の氏名）
- ③修理実施者の氏名（法人の場合は名称及び実施者の氏名）
- ④充填・回収した充填回収業者の氏名（法人の場合は名称及び実施者の氏名）
- ⑤点検を行った機器の設置場所及び機器を特定するための情報
- ⑥フロンの初期充填量（設置時における現場充填量を含む）
- ⑦点検（簡易定期点検、専門点検、定期点検及びその他の点検）を行った年月日及び内容・結果（故障等の箇所など）

- ⑧修理を行った年月日及び内容・結果（速やかな修理が困難である場合はその理由及び修理の予定時期など）
- ⑨充填・回収した年月日及び充填・回収したフロンの冷媒番号区分別の種類・量
- ※1. 簡易定期点検の記録は、点検の年月日及び漏えいの徴候の有無を記録します。
- ※2. 点検・整備記録簿は記録事項を満たすものであれば既存様式も含め特段の様式は問いません。

業務用の冷凍・冷蔵機器やエアコンからのフロン類の漏えい時の措置

管理者は点検を行い機器の異常が確認され、その原因がフロンの漏えいによるものである場合、速やかに漏えい箇所を特定し、修理する必要があります。やむを得ない場合を除き、修理をしないまま充填を繰り返すことは禁止されます。

充填証明書・回収証明書とフロンの漏えい量報告

○充填証明書・回収証明書

フロン類の充填や回収は、知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者のみ行うことができます。フロン類の充填や回収を行った場合は、充填・回収証明書が第一種フロン類充填回収業者から書面で交付されます。また、回収した場合、再生（又は破壊）業者発行の再生（又は破壊）証明書が回付されます。

○フロンの漏えい量報告

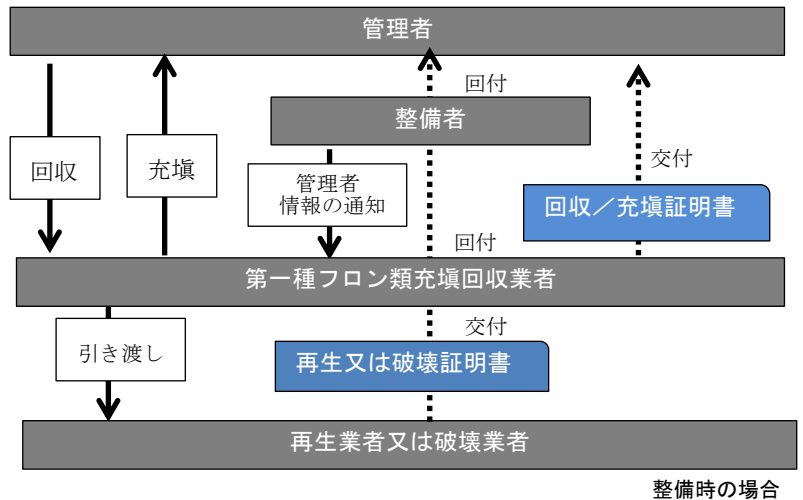
管理者は、全事業所でフロンの漏えい量が1年間に1,000 t-CO₂を超える場合には、国に報告する必要があります。

漏えい量とは追加充填したフロンの総量を漏えい量とみなします。

管理者は充填回収業者が発行する充填・回収証明書から漏えい量を計算することになります。

$$\text{漏えい量} = (\text{充填量} - \text{回収量}) \times \text{GWP}$$

※GWPとは冷媒毎の係数です（具体的な数値は、環境省HPに掲載されています。）



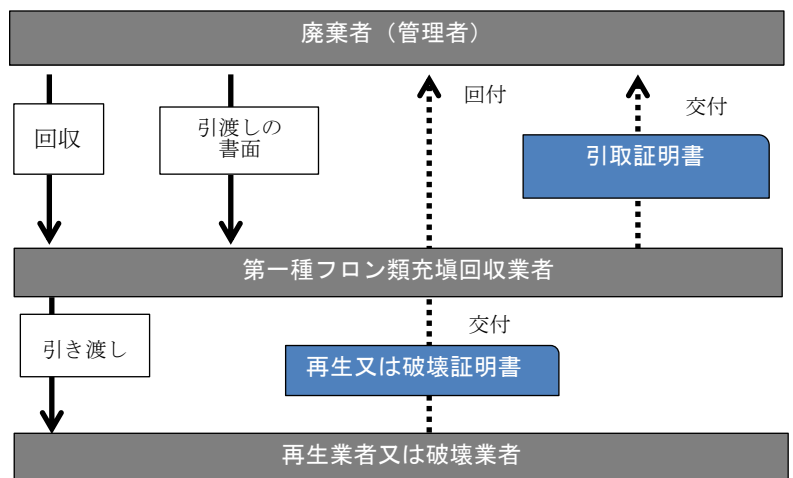
整備時の場合

業務用の冷凍・冷蔵機器やエアコンの廃棄

業務用の冷凍・冷蔵機器やエアコンを廃棄する際は、第一種フロン類充填回収業者によりフロン類を回収しなければなりません。

改正により、再生（又は破壊）業者発行の再生（又は破壊）証明書が回付されます。

直接、引き渡す場合



！ 問い合わせ先

- ！ 三重県環境生活部地球温暖化対策課（TEL 059-224-2368）
- ！ もしくは、各地域防災総合事務所（地域活性化局）環境室

詳しくは、ホームページで

三重の環境 フロン

検索